

商工委員会議録第二十五号

昭和三十三年四月二日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 小平 久雄君

理事阿左美廣治君 理事内田 常雄君

理事笹本 一雄君 理事島村 一郎君

理事長谷川四郎君 理事加藤 清二君

理事松平 忠久君

有馬 英治君 大倉 三郎君

川野 芳滿君 菅 太郎君

久野 忠治君 櫻内 義雄君

佐々木秀世君 首藤 新八君

中垣 國男君 松岡 松平君

南 好雄君 横井 太郎君

山手 滿男君 早稲田柳右門君

佐々木良作君 佐竹 新市君

田中 武夫君 田中 利勝君

永井勝次郎君 水谷長三郎君

出席國務大臣 前尾繁三郎君

出席産業大臣 松尾泰一郎君

出席政府委員 通商産業事務官(通商局長) 岩武 照彦君

通商産業事務官(重工業局長) 村田 恒君

通商産業事務官(石炭局長) 川上 爲治君

中小企業庁長官 海堀 洋平君

委員外の出席者 大蔵事務官(主計官) 宮城 恭一君

大蔵事務官(爲替管理課長) 越田 清七君

専門員 越田 清七君

四月二日 委員有馬英治君、篠田弘作君、戸塚

第一類第九号 商工委員会議録第二十五号 昭和三十三年四月二日

九二郎君及び日野吉夫君辞任につき、その補欠として久野忠治君、早稲田柳右門君、山手満男君及び永井勝次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員久野忠治君、山手満男君及び早稲田柳右門君辞任につき、その補欠として有馬英治君、戸塚九一郎君及び篠田弘作君が議長の指名で委員に選任された。

四月一日 公害防止法制定等に関する陳情書(名古屋市長近藤良吉外四名)(第八一九号) 漁業用重油に対する外貨割当反対に関する陳情書(日本商工会議所会頭足立正)(第八三八号) 中小企業の育成振興に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三五全国町村会長山本力蔵)(第八五二号) 北米向金属洋食器に対する関税引上げ防止に関する陳情書外一件(岐阜県知事武藤嘉門外一名)(第八五三号) 豚革工業振興に関する陳情書(東京商工会議所会頭足立正)(第八五四号) 外国為替貿易管理令の簡素化に関する陳情書(東京商工会議所会頭足立正)(第八五六号) 繊維産業の不況対策確立に関する陳情書(福井市議会議長長瀬田豊)(第八五八号) 小売商振興のための法律制定に関する

陳情書(東京都千代田区永田町二の一四参議院会館一五二号室板谷健一)(第八六一号) 百貨店法の一部改正に関する陳情書(東京都中央区日本橋茅場町二の四全国中小企業等協同組合中央会長吉野信次)(第八六二号) 石油資源開発株式会社への国家投資に関する陳情書(北海道天塩郡遠別町長茂野三郎)(第八六三三三) 鉱業法の一部改正に関する陳情書(小倉市議会議長明石清彦)(第八六四号) 中国見本市開催に関する陳情書(福岡市長奥村茂敏)(第八六五号) パナナ外貨資金割当適正化に関する陳情書(七尾市作事町林増太郎)(第八六七号) 離島振興対策に関する陳情書(徳島県議会議長久次米健太郎外三名)(第八七五号) 街路灯の電気料金引下げに関する陳情書(名古屋市長近藤良吉外四名)(第八八二二二) 電力料金暫定措置継続に関する陳情書(東京都千代田区霞ヶ関化学工業会館内日本化学工業協会会長原安三郎外一名)(第八八四四四) 電気料金値上げ反対に関する陳情書(郡山市議会議長下河山行雄)(第八八五五五) 農業用機械揚水事業に対する電力供給量増加に関する陳情書(栃木県議會議長小田垣健一郎)(第八八七七七) を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件 中小企業信用保険公庫法案(内閣提出第一〇一七号) 中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一一七号) 輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)(参議院送付) 計量法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五五号)(参議院送付) 計量法の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第二二七号)(参議院送付)

○小平委員長 これより会議を開きます。 輸出保険法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。 昨日の筈本委員の質問に対し、当局より発言を求められております。これを許します。松尾通商局長。

○松尾(参)政府委員 昨日筈本先生から御質問のありました点につきまして、お答えを申し上げます。 まず第一に、輸出保険制度の概況であります。その中で、まず第一には、保険契約件数、契約額、その推移及びおもな保険事項に關してのお尋ねでございます。この輸出保険制度は、昭和二十五年に実施をせられました。その後各種の保険を漸次増加をいたしまして、現在八種類の保険を営んでおるものであります。まず二十五年におきましては、契約件数は一万三千件、契約高にしまして二百四十億円であった

のであります。二十五年度の六月にこの保険制度を実施しまして、その年度末に中共向けの船積み禁止をいたさなければならぬことになりました。その後二十六年、二十七年、二十八年におきましては、この保険契約の件数も契約高も、やや停頓の状況を示したのであります。二十六年度におきましては、契約件数は四千件、契約高百三十八億円、二十七年度は契約件数一千件、契約高二十六億円、二十八年度におきましては若干増加をして参りました。契約件数三万一千件、契約高三百六十六億円というふうに、若干上昇の経過をたどったのであります。 二十五年に保険制度を開始せられて、二十六年、二十七年、二十八年とやや停頓をいたしたのであります。それは、この保険制度開始に出鼻をくじかれたような状況が、中共向けの船積み禁止だったわけでありました。その後、保険料の引き上げ等もいたしましたので、かような停頓の状況を示したのであります。二十九年以降は、逐年非常に増加して参りまして、二十九年におきましては、件数は八万三千件、契約高が七百五億円、前年に比べますと約五〇%の増加を示しております。三十年度におきましては、十三万八千件の契約件数を示し、金額は九百四十六億円、三十一年度におきましては、件数は十四万七千件、金額は千百十二億円であります。三十二年度におきましては、十二月末までの数字は、件数が十三万三千件、契約高は九百七億

円ということでありまして、三十年、三十二年、三十二年は、それぞれ前年に比へまして三五%、二〇%、三〇%の増加を示してあるような次第であります。保険制度開始以来三十二年十二月末までの契約件数が五十五万件、契約高にしまして四千五百億円に達しております。

おもな保険事故につきましては、先ほども一言申しましたように、二十五年におきまして、中共向けの船積み禁止があったのでありますが、二十八年におきましては、金融の引き締めに伴いまして、中小企業の経営の悪化もありまして、金融保険におきまして、かなりの事故の発生があったのであります。二十九年度におきましては、御存じのようないンドネシア向けの輸出調整措置を開始いたしましたので、普通輸出保険におきましては、保険事故が、かなり発生いたしております。その他二十九年度におきまして南アにおきましては、関税の引き上げ、及びアメリカにおきましては、可燃性織物法の施行に伴いまして、これらの輸入の制限等もありまして、これまた普通輸出保険におきまして、かなりの事故が発生しております。三十三年度におきましては、トルコにおきましては、為替制限によりまして、輸出代金保険におきまして、保険事故がかなり発生しております。三十二年度におきましては、インドネシア向けの化繊、スフの輸入禁止に伴いまして、普通輸出保険におきまして、かなりの事故が発生しております。ほか、コロンビアにおきましては、為替制限、ポリビア政府の支払いの不能ということによりまして、輸出手形保険におきまして、

かなりの事故が発生したのであります。

次に、昭和三十三年度の実績推定、三十三年度の運営の見通し及び収支バランスについてお答えを申し上げます。まず保険契約の見通しでございますが、三十二年度の十二月までの数字は申し上げましたが、三十二年一カ年といたしまして、件数にしまして十八万件、前年度に比へまして二二%の増加、契約額にしまして千四百億円、前年度に比へまして三〇%の増加になっております。三十三年度におきましては、契約件数二十五万件、前年度に比へまして三八%の増加を見込んでおります。契約金額では千九百億円、前年度比三五%の増加と予想をいたしておりますのであります。

次に、収支のバランスでございますが、三十二年度におきましては、収入といたしまして、保険料が六億四、返納金が六千万円、計六億六千万円でありまして、支出といたしましての保険金の支払いが五億五千万円に相なりまします。この差引一億一千万円の黒字になるのであります。うち未経過保険料の二億四と差し引きしますと、九千万円程度の赤字が予想されるのであります。三十三年度におきましては、保険料収入が十億円、返納金による収入が一億五千万円、合計十一億五千万円の収入に對しまして、保険金の支出は、六億八千万円と予想されるのであります。差し引きプラスが四億七千万円というふうになります。うち未経過保険料四億四千万円を差し引きまして、純粋の黒字は七千万円程度にならうかと推定をいたしておりますのであります。

それから、第三点は、諸外国における輸出保険制度との比較でございますが、わが国におきましてこの輸出保険制度は、欧米諸国において実施をしております輸出保険制度を参考として作つたものであります。そのおもしろい特色といたしましては、まず多種類の輸出保険を擁していることとあります。第二には、担保危険について、かなり広範囲であります。ただし、イギリスの保険におきましては、米、及びカナダ向けに限りまして、普通輸出保険に相当する保険におきまして、信用権を担保としておりますが、この点は、今後、わが国におきましても、研究をいたさなければならぬかと思っております。以下、次第であります。

次に、諸外国の保険の運営機構であります。日本は、御存じのように国営でやっております。イギリスも国営でやっております。ドイツは、民営の再保険であります。それからフランスは、政府機関と民営の再保険であります。それからアメリカは、政府機関でやっております。

次に、保険料及び填補料率であります。諸外国の保険料率の詳細はわかりかねるのでありますが、一、二の例をとってみても、わが国の保険料率は、決して高くないと思っております。あります。填補率は、大体各国と同様になっております。

それから、次のお尋ねは、普通輸出保険の運営の状況及び見直し並びにインドネシアの保険事故の状況であります。先ほど一般的に申しましたように、保険契約の状況は増加をいたしておりますが、特に普通輸出保険につきましては、増加をいたしております。

て、三十一年度十三万二千件、三十二年十六万二千件、三十三年度の推定としまして二十万件を予想しております。かなり、二、三〇%ずつの増加に相なっておりますのであります。

それから、普通輸出保険の収支バランスにおきましても、保険料、返納金の収入から保険金支出を差し引きまして、二十五年のこの保険制度実施以来、昨年末までにおきまして、約三千万円の黒字を示しております。三十三年度といたしましては、二千万円程度の黒字を見込んでおりますのであります。

次に、インドネシアにおきましては、組織物の輸入制限によりまして、保険事故の状況でございますが、昨年の四月二十九日に、インドネシアの外国為替管理委員会が、特定の品目を除きまして、全品目について、輸入申請書の受付を停止したのでございます。その後、オーブン・アカウント諸国の取引の緩和をやりましたので、人絹糸及びスフ糸につきましては、輸入を再開されたのであります。人絹糸、スフ糸については、輸入しないことが明らかとなつたので、そこで保険事故となつておるのであります。以上の事由によりましては、保険事故が発生しまして、保険金の支払いの対象となります。輸出契約件数は百三十八件、予想支払い保険金は一億三千万円に相なっております。目下証書類を整備して、保険金の請求を督促いたしております。一部はすでに支払っておりますが、できるだけ早く保険金支払いをいたしたいというふうに考えております。

以上で、お答えを終わります。

○小平委員長 次に、中小企業信用保険公庫法案及び中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。

両案については、他に質疑はないようであります。これにて質疑は終局いたしました。

ただいま松平忠久君外六名より、自由民主党及び日本社会党両派共同提案にかかると中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案に対する修正案が提出されました。修正案は、諸君のお手元にたていま配付いたしました通りであります。この際、提出者より趣旨の説明を求めます。松平忠久君。

中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案に対する修正案
中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の一部を次のように修正する。
第十二条のうち、第九条の二第二項及び第九条の四の改正規定中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、第九条の七の改正規定中「この場合において、第九条の四の「百分の六十」とあるのは、「百分の七十」と読み替へるものとする。」を削る。

○松平委員 中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案に對しまして、次のような修正案を提出したいと思ひます。

まずその案文を朗読いたします。

中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案に対する修正案

中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第十二条のうち、第九条の二第二項及び第九条の四の改正規定中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、第九条の七の改正規定中「この場合において、第九条の四中「百分の六十」とあるのは、「百分の七十」と読み替えるものとする。」を削る。

以上であります。

この修正案の内容を簡単に説明申し上げますと、今回の保険制度の改正に当たりまして、包括保険に漸次移行していくというに伴って、普通保証保険について、ややこれを制限するといふような考え方で、現行の百分の七十の填補率を、百分の六十というふうに法律を改めるといふ改正案が出ているわけですが、現在の中小企業金融の現状からいいたしても、また信用保証協会等の現状からいいたしても、現行通りに据え置きにすることがきわめて望ましい、こういふふうに、小委員会等におきまして、結論が出たわけでありまして、従いまして、普通保証保険に関する限りは、その保険料率も填補率も、現行据え置きというところでいくべきである。従って「百分の七十」というふうに改めていく。つまり、政府原案の「百分の六十」を「百分の七十」に改めていく、こういふ趣旨であります。

どうぞ一つ御審議をお願いいたします。

○小平委員長 ただいまの修正案に対しては、別段質疑もないようでありまして、引き続き、中小企業信用保険公庫法案並びに中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及びたいた修正案を提出しております。

引き続き、中小企業信用保険公庫法案並びに中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を一括して、討論に入るわけでありまして、別に討論もないようでありますので、直ちに採決に入りたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。

よって、まず中小企業信用保険公庫法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小平委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案に対する修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小平委員長 起立総員。よって本修正案は可決せられました。

次に、本修正部分を除いて、原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小平委員長 起立総員。よって、中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、両派共同提案にかかる修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。この際、松平忠久君外六名より、中

小企業信用保険公庫法案及び中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の両案に対して、それぞれ両派共同提案にかかる附帯決議を付したいとの提案がなされております。松平忠久君に発言を許します。

○松平委員 ただいま可決されました法律案に關しまして、両派共同の附帯決議を提出いたします。

その案文を朗読いたします。

中小企業信用保険公庫法案に對する附帯決議案

一、公庫設立の主旨を全うするため、公庫の保険事務並びに貸付事務については、簡素化と迅速化の徹底を図ること。

二、公庫の準備基金六十五億円については、これを、信用保証協会への貸付又は中小企業金融機関への預託に運用できる途を開くこと。

三、包括保証保険を大幅に拡充し、うとする今回の保険制度改正に對して、公庫が信用保証協会に資金を貸し付けるにあつては、すべての信用保証協会が包括保証保険制度を活用するに充分な保証基金を持ちうるよう、融資配分に特に留意すること。

以上であります。

ごく簡単にこの提案の趣旨を御説明申し上げます。

第一点は、これまでの質疑応答にも明らかになりましたが、今までの特別会計にかかるところの信用保証制度といふものが、とかく官僚的に流れて、事務その他についても敏速を欠くというきらいがあるので、今回の公庫の設

立に當つては、事務上の手続その他について簡素化、敏速化をはかつて、それを利用して利用する者をして、きわめて円滑に利用できるものにしなければならぬということでありまして。

第二は、いわゆる六十五億円は、これをできるならば当初の計画のごとく、中小企業金融公庫の關係に預託するといふ道を開くことが望ましいことは言ひまでもありません。従つて、政府は、今後、信用保証協会とか、あるいは他の中小企業金融機関へ、この金を預託するといふ道を開くように努力をしなければならぬと思ふのであります。同時に、今回の二十億の貸付に當つても、これは弱小の信用保証協会へ、特に配慮して金を回してやるといふ、そういう配慮が十分に行われなければならぬわけであつて、そういうことによつて、初めて政府の意図する全般的な包括保証制度といふものが確立すると思ひます。このことは、大臣からも昨日答弁がありまして、そういう考へ方であるといふことを明確に答へられておりますので、蛇足のように思われますけれども、今回、右のような附帯決議を提案した次第であります。

次に、中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案に對する附帯決議を朗読いたします。

中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案に對する附帯決議案

改正後の中小企業信用保険法の運用にあつては、特に左記事項に留意すること。

一、第一種包括保証保険の保険料率は、極力低率に定めること。

二、普通保証保険の保険料率は、現行料率を上廻らないよう定めること。

以上であります。

このことも、昨日までの質疑応答で、きわめて明瞭になつてゐるのであります。が、いわゆる第一種包括保証の中で、二十万円までのものは保険料率七厘である、二十万円から五十万円は九厘という一応の政府の内意のようでありまして、それでは第一種包括保証保険という制度を作つた意味がないのでありますから、これは一括いたしまして七厘にするといふことを、われわれは小委員会においても、結論として出しておるのであります。このことは強く政府にも要望し、政府も、その趣旨によつて善処するといふ御答弁があつたわけでありまして、一応表現としては、極力低率に定めることといつておられますけれども、その内容とするとこれは、一律に二十万円も五十万円も七厘程度にすること、こういう趣旨であります。

それから次に、普通保証保険の保険料率は、現行二分であります。政府は、初めこれを二分五厘にしたいといふ考へ方を持つておつたが、これでは、中小企業の信用保証制度を作るという趣旨とは、大いに逆行するのでありますから、これはどうしても現行の料率、すなわち二分に据え置くといふことにならなければならぬといふのであります。これまた小委員会の結論であります。

以上、二法案に對する附帯決議の趣旨説明を終りました。が、どうぞ一つ御賛成あらんことをお願いいたします。

○小平委員長 採決いたします。兩案に、ただいま御提案の通り、それぞれ附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○小平委員長 起立総員。よつて、兩案には、松平忠久君御提案の通り、それぞれ附帯決議を付することに決しました。

この際、前尾通商産業大臣より発言を求められております。これを許します。

○前尾通商産業大臣 第一は、法案の修正につきまして、中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案に対する修正案につきましては、政府といたしまして、同意をいたす次第であります。

また、次の附帯決議につきましましては、中小企業信用保険公庫法の附帯決議につきましまして、極力御趣旨に沿いたいと思つております。また、中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の附帯決議につきましまして、昨日も松平委員に申し上げました通り、御趣旨に沿つて料率等をきめることにいたしたいと存じております。

○小平委員長 お諮りいたします。中小企業信用保険公庫法外一件に関する委員会報告書の作成につきましましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○小平委員長 次に、去る三月二十八

日、それぞれ参議院より送付せられ、本委員会に付託されました計量法の一部を改正する法律案及び計量単位の一に伴う関係法律の整備に関する法律案の兩案を便宜一括議題とし、審査に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。笹本一雄君。

○笹本委員 計量法の一部を改正する法律案について、二、三御質問を申し上げたいと思つております。計量法は、いわば経済憲法の一つの柱であり、従ひまして、その改正には、慎重を期さなければならぬことは言うまでもありませんが、最近数年間の計量法の改正を振り返つてみますと、二十二国会においては、製造事業、修理事業の許可対象についての緩和、比較検査の種類についての緩和等の四つの緩和が行われたのであります。二十四国会においては、製造事業者の事業場外におけるところの修理の届出制度の緩和、販売業者の修理規定の緩和等五つの緩和が行われておるのであります。今回の改正法案は、さらに五つの緩和を行おうとしておられるものと思われま

るのであります。政府が十分な予算を計上しないで嚴重な施行を望んでも、それは無理といふものであります。もし原因が予算面にあるのであつたならば、計量行政上、ゆゆしい問題であると思ふのであります。計量行政は、きわめてしきな仕事でありまして、従つて、予算面においても、あるいは十分な獲得は得得ないのではないかと申すのであります。この際、計量行政の重要性を喚起する必要があるのではないかと申すのであります。このような観点から、実務面の状況をお聞かせ願ひたい。要するに、計量法の改正は、法の權威を失墜することのないように、今後十分なる配慮を願ひたいのであります。この点につきましまして、地方公共団体との関係あるいは予算の關係についての説明を願ひたいと思ひます。

○岩武政府委員 計量行政は、本来は国の仕事でありまして、その仕事の一部を都道府県に委任しておるわけでありまして、一番おもな行政は、一つは、計量器の検定でございます。それからその次は、各般の行政面の取締りという問題であります。現在、検定面におきましては、中央にあります中央計量検定所が各地に支所を持つておるわけでありまして、約二百七十八名の定員をもつて、計量器の中で特に精度が高く、物事の基本になる計量器並びに基準器の検定を行なつております。都道府県とそれから、われわれの方で特定市と申しておりますが、人口がかなり多くて、計量器を使用する事業場等が相当ある市におきまして、全国で約五十数市を指定しておりますが、この關係に検定並びに取締りの第一線業務を

まかせております。都道府県では現在約六百九十余名、特定市におきましては百七十余名合計しまして、八百六十余名の人間をもつて、これらの仕事を行なつております。特に人手が足らぬとか、予算が足らぬという問題ではございませんで、むしろ社会経済の発達に伴ひまして、いろいろ新しい計量器が出て参りますし、またそれを使用いたします事業場等も非常にふえて参つておる。それから、いろいろな計量器の取引の形態等も、だんだんと進歩とい

います。経済情勢の発展に應じまして、いろいろな新しい型が出て参りました。従つて、それらの事態に即応いたしますには、人が足らぬとか、予算が足らぬといふことよりも、もう少しやり方を能率的にやつた方がいざ知らず、あるいは民間の自治でいき得るものは自治がいざ知らずといふことで、昭和二十六年に計量法制定當時にも、計量士の制度、あるいは指定事業場の制度等を設けまして、ある程度近代化的な行政の形態を備えるように考えをいたして参つたのであります。これは明治以来の旧度量衡法に比しますれば、非常な行政の進歩であり、近代化であるのであります。その線に沿ひまして、しかも現在いろいろ事情に即しない点を、今回改正することにしたわけでございます。その一点は、御質問あつたやうであります。販売人の制度であります。その二点は、計量士によります定期検査の、いわば代検査という制度であります。もちろん、これらは、予算とか人員が足らぬからというわけではございませんで、むしろ行政を近代化し、能率化してやる。しかも、民間の経済情勢に即応して参るとい

ふような趣旨からやつたこととでございます。もちろん、それによりまして、いやしくも計量器の検定なり、あるいは精度なり、あるいは使用方法等が落ちるといふことは困りますので、この点は十分に気をつけているわけでございます。

○笹本委員 次に、計量士による今、お話のあつた代検査制度についてであります。現行法では、計量士が計量器の管理を行なつておりますが、さらに計量行政に當る職員が定期検査、立ち入り検査を行うことになつており、計量行政の完壁を期しておるのであります。計量器の正確な保持ができていないものだと思ふのであります。今度の改正案によりまして、この検査の權限が計量士に委譲されることになりまして、検査が放漫になる。従つて、計量器の正確な保持ができなくなるのではないかと。従つて、その計量士の代検査制度の新設に伴つて、監視、監督規定も、若干強化すべきではないかと思ふのであります。このような心配はないかどうか、その点について御所見を伺ひたい。

○岩武政府委員 御懸念はごもっともと思ひますが、この制度は、先ほど来申し上げました行政の近代化、能率化という見地から、考案いたしましたものでございまして、いやしくも計量士によります検査が、定期検査に比べて、何といひますか、やり方がまずいとか、あるいは検査を受ける者との間に、いろいろな關係等があつて、合格でない計量器を合格といふことがあつては、非常に困りますので、立法面でも非常に注意して立法しております。その第一点は、計量士が検査を行いましたな

らば、証明書を出させます。その証明書、検査を受けた者が添付いたしました。都道府県知事に届出させる。そして、都道府県知事がそれを見まして、妥当と思えば定期検査を免除する、こうなっております。第二点は、計量士は、毎月一回、検査の結果を都道府県知事に報告することになっております。それから第三点は、計量士が持つております基準器も、これは都道府県知事の登録を受けたものでなければならぬ。どういふ基準器をもつてやうにしていることがわかりませんと、検査のやり方がなおざりになる危険もございまして、そういうことで、常に都道府県知事が目を光らし得るようにならなければなりません。そして、もしも計量士が合格すべからざる計量器に対して合格書を出すということがございまして、これは法令違反でございまして、計量士の登録とかいう問題に響いてくるわけでございまして、この面では、計量士は若干自由営業的な色彩を持っていますが、しかし、通常の自由営業と違ひまして、きわめて厳格な監督を受けるということになつておりますので、われわれとしては、これによりまして、定期検査の制度をむしろ有効に生かして参つて、行政を効率化しようという考えでございます。

つ人に限るということは、計量の正確保持という建前からしても、きわめて合理的であります。この点から見ると、出張販売に従事する人に対するところの監督指導は、いかなる方法で実施するか、その点に対するお考え方を承わりたい。

○岩武政府委員 現在の法律では、計量器は、登録を受けた販売業者の店舗で販売するといふふうになっております。従つて、計量器を買わんとする使用者は、その店舗に来て、現品を見て買うといふ建前になっておるわけですが、ところが、各方面の農山漁村等を見て参りますと、いろいろな計量器の入手の希望が、非常に多いわけでございます。たとへば、農事用の温度計、温計でありますとか、あるいは医療用の体温計を計量しますとか、あるいは穀物の他を計量しますとか、あるいは海産物の他を計量しますとか、いろいろの希望が多いわけでございます。それが山の中あるいは海岸の遠いところから、登録を受けた店まで、何里も歩いて買って来ようというふうなことは、非常に不便であるのみならず、応急の間に合わせの計量器でございます。また、今申し上げましたような計量器が、そういう農山漁村に普及いたしますことは、計量思想の普及にも非常に役立つこととございまして、われわれとしては、何となく、そういうものも必要に応じます制度を考えたいというので、いろいろ案を練りました。御質問がありましたら、よくな販売員という制度を案出したわけでございます。これは、監督法としましては、登録を受けた販売業者から、その販売員の氏名あるいはその他必要な事項を、監督いたしました都道府

県知事に届け出をもらひまして、何のたれがしが、どこの販売業者の販売員というところで動いておるといふことも、わかるようにいたしまして、また現実に売つて歩きます販売員に對しましては、身分証明書を携行いたさせます。これは販売業者が発行いたしますが、その形式、内容等は、通産省令で定めまして、一定の形、内容のものにいたしたいと思ひます。そういうふうな販売活動をやっておられます者の行動が、監督官庁で見られるようにしたいと思ひます。御指摘がありましたように、計量器の販売につきましては、若干の専門的知識が要ります。普通のものさしみたいな、簡単に売れるものではないと思ひます。これはやはりその販売業者が、販売員の行為について責任を有する仕組みにしておきませんと、使用者の無知に乘じまして、いろいろな弊害があつても困りますから、そういうふうに監督官庁から常時目を光らし得る制度にして、一方、計量器の普及という面の要望に沿いたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○笹本委員 今の説明では、需要者に対する便宜のために、非常に苦心して考案したものが販売員だということ、都道府県知事に登録させるとか、あるいは製品に對するところの商標その他によつて間違ひのない販売をさせるとか言つておられますが、計量器といふものは、最初に話しましたごとく、全く生活基準の柱であつて、これに間違ひがありますと、国民全部が不利益を受けるということは言うまでもない。でありますから、これは最も慎重にやるべきだと思ひるのであります。

今、問題になりつつあるところの公共団体または公共組合に、無登録販売を許すことは、計量器の専門知識を持たぬ人に販売するといふことになるのであります。計量器の種類の種類を問はず、計量の安全確保が脅かされることになることは、出張販売を認めるという趣旨は、そこまで販売制度を野放図にするといふことではないかと思ひます。一方において、また僻地から買ひに行かなければ買えないといふことは、非常に需要者に不便だといふけれども、一方において、またこれを野放図にするといふことは、国民生活の上に非常な問題が起きてくるので、この点について、もう一ぺんあなたの御意見を伺ひたい。

○岩武政府委員 御質問の点につきましては、実は参議院でも若干の御議論が出まして、営利を目的としない団体等が、計量器の販売のあつせんをする場合は、登録を免除していいじやないかといふ御意見が出たわけでございます。計量器の販売といふことは、営利を目的とする商人が行いましよと、あるいは生協等が行いましよと、これはやはり同じに考えなければいかぬだろうといふふうに考えておるわけでございます。従ひまして、継続的に計量器の販売を行われまじ農協、生協等は、やはり通常の商人系統の販売業者と同様、販売業者の登録を受けていただくといふことで、解釈を統一いたしました。現在そういう取扱ひをやつております。それで問題は、先ほど御質問の

ありましたように、その登録を受けた販売業者の販売員という制度を設けました際に、計量器の販売制度がくずれはせぬかという御懸念だと思つております。これは、先ほど申しましたように、計量の安全確保といふことを、もちろん第一義的に考えなければなりません。また計量器の普及、あるいは裏から言ひますれば、計量思想の普及といふことも、これまた国民生活の向上上どうしても必要でございまして、登録販売業者の販売員という制度を案出したしまして、その販売員につきまして、届出を行ひ、かつ、所定の身分証明書を携行してらうといふことで、監督面の穴をふさぎまして、事態の解決といふふうに考えておるものでございまして、もちろん、この制度が悪用されては困りますので、その点は、法の執行に當りましては、十分留意いたしまして、各都道府県あるいは特定市町村に對しまして、監督は十分するように、しかし、売つてやるから買ひにこいといふことは、この新しい時代の計量器の販売業者としても、ちよつといかがかと存じますので、ある程度は、そういう責任のある販売員が売つて歩いて、あるいは販路開拓になり、あるいは計量思想の普及になり、あるいは近代的な販売業として必要であらうと思ひます。この点は、調和いたしまして、こういう制度を厳重な監督下に実施して参りたい、かように考えております。

○笹本委員 今の説明で、ちよつとわかつたのでありますけれども、出張販売制度を認めているのだから、いかなる団体、組合といへども、原則として、

当然一般の販売登録業者と同じように登録させることを強要すべきではないかと思ふのでありますが、この点についてのお考えを承わりたい。

それから責任製造、責任販売ということは、計量器、計量販売の建前であり、計量器、計量販売の建前である。許可規制であります。ところが、今の改正には、二十五条、七十七条から生産地、都道府県名が削られておるのであります。責任製造という点、取締りという点からいって欠陥は起きないか。つまり、府県名が削られても、ただ商標の名前だけでわかるじやないかというお考えもありませんけれども、しかし、取締りその他の点においては、やはり製造所在地が明らかになつておつた方が、取締り上も非常にいいじやないかと思ふので、この点に對するお考えを承わりたい。

○岩武政府委員 最初の御質問の点でございますが、これは御質問の通りに考へておりますので、先ほど来申し上げたように、営利を目的としませんが、あるいは営利を目的としないで行おうが、いやくも計量器の販売または仲立ちの事業を行う者は、全部都道府県知事の登録を要する。こういうふうな考へておりますし、またそういうことで、現在も行政指導を行なつて、現に各府県とも、こういう非営利団体がかなり登録を受けております。法人格のない、たとえば婦人会とかあるいはPTAとかいうふうなものやどうするのだというふうな御質問も、参議院でございましたが、これはやはり継続してそういうことを行ないますのであれば、そういう団体の責任者あるいは取締役主任というふうな方の名前で、

登録をしていただくというふうな、これは一貫して考へております。別段、店舗というふうなもの、ショウウインドールとか、あるいは看板とかいうふうなものも掲げる必要はございせん、いやしくもそれが販売事業の根拠でありましたら、これは何の何がしという責任者なり実務者の名前、府県に登録をしていただく。これは、そういうことで、今後も行政指導を行うつもりであります。従いまして、登録を受けないで販売をしますと、計量法違反になるわけでありまして、

第二の御質問であります。これはまことにございともな御質問で、実は計量器の表記の範囲につきましては、いろいろ問題がございまして、御質問のように、取締りの立場から申しますれば、これは製造した工場、事業場の所在地の都道府県名をあわせて記入した方がいいにございまして、現行法は、そうなつておりますが、これは計量器の種類等によりましては、計器の構造あるいは表面積の関係等で、実は都道府県名を掲記できにくいような計量器もあるわけにございまして、それからまた、計量器の流通過程を見ますと、大体はメーカーから卸を経まして、各都道府県内の代理店とか、その他の販売業者の手元へ参るのでありますが、決して一回限りの取引ではないと考へられますので、不良計量器等がございまして、その記号によりまして、製造者の商号、所在地等が、照会いたしますればわかるわけでありまして、これは、製造業の方は、御承知のように通産大臣の許可制度になつております。同時に、計量器に用います記号も届出をしておりますので、許可を

受けましたものの商号から、所在地から用います記号等は、全国的に取締りの方には周知されておりますので、ある都道府県で販売業者に立ち入り検査の結果不良計量器を発見いたしますれば、記号があれば、これはどこかの何の何がしという製造業者が作ったものという事が確認できます。また監督官庁が直接そのデータを持たなくても、販売業者に、これはどこから仕入れたかという事は、もちろん聞くことになりまして、これはもう仕入れ関係であれば、一回だけの取引でありませんから、どこかの何の何がしから仕入れたかという事はわかれます。それを調べますれば、不良品メーカーの所在地あるいはその製作工場等はわかりますので、取締り面では、従来より若干手数はかかりますが、決して取締り不能ということにございせんので、この点は、実際の計量器の構造等との関係もございまして、原案のように、若干表記の範囲を狭めたのでございまして、

○答本委員 今の説明で、出張販売員に對しては、慎重な指導監督をしていくと言つておられますけれども、また山間僻地から、遠くまで計量器を買いにこなければならぬというのでは不便であるからという、非常に思いをいたした処置のようでありまして、出張販売ということになる、これは行商みたらうなものになります。行商の一部になつてしまふ。言うまでもなく、計量器は国民生活、経済の全柱となるようなものであると思ふから、その気持はわかるが、一応この大きな改正になつていく段階として、もう一べん何か考へ直して、この出張販売とい

うことを、何かもつとほかの方法で考へていくような考へはありませんか。この原案の通り、やはり責任を持つて監督指導していくから、心配ないからこれを強行するといふ考へか、その点をもう一べん伺つておきたい。

○岩武政府委員 出張販売員の問題の取締り方法は、先ほど申し上げた通りでございまして、現実の事態を見ますと、ある程度われわれの目の届かぬ範囲のところで、現行法から見ますれば、いかかと思はれるような事態も、あるやに聞いております。それを、全部が全部われわれはいとは思つておりません。中には、ある範囲の販売活動としては、やはり合理的ではないと思はれるものもございまして、ことに、現在のように、需要家の面から見ますれば、計量器をぜひ簡単に入手したいという希望が、これは農山漁村では、非常に強いわけにございまして、他方から申しますれば、昔のはかり座とかいうふうな一種のギルド・システムで、売つてやるから買ひにこいというふうな気が、販売業者に残つておるようでは、これは近代的な販売業とはいへません。また計量器の普及にも、これは差しさわりが十分あるわけにございまして、やはり責任を持った販売員あるいは行商という形は、交通不便な土地におきましては、必要ではないかと思つております。数多いいろいろな事態のうちで、その面はやはり法律でも認めまして、そして計量器の普及あるいは計量思想の普及という大きな目的に協力させた方がいいだろうと思つております。そういうことで、いろいろ考へましたが、別にこれ以外に、われわれ不敏にして、いい案も実は見つかりませんので、この辺で一つ現実の最小限の要望に沿つたらどうか考へております。従来、ともしますと、農山漁村におきましては、どうも体温器がほしいのだけれども、どこへ行つて買つたらいいのだとか、あるいは苗しろなりその他の温度計もほしいのだけれども、農協でも売つてくれない、それから町の薬屋に行つてもないといったようなことで、かなり不便を感じておるところがあるやうであります。こういうふうな行商という制度は、交通不便な土地で起るのが普通だと思ひますが、必ずしもいい進歩した方法ではないかもしませんけれども、しかし、山間僻地、農山漁村等におきましては、ある程度必要の制度だろうと思ひますので、計量思想普及という大局的な見地から、最小限度の措置としまして、販売員といふことによりまして、そういうふうな部面の要望を解決して参りたい、こういうわけにございまして、

○答本委員 この宣伝といふか、実施に當りましての予算については、大して心配ない。従業員に對しても、もう少し合理的な行政をやつていけば、これで十分であるというやうな答弁でありましたけれども、今度の計量法は、根本から變つております。従つて、地方庁においては、こういう予算というものは、さげん話したごとく、じみなことでありまして、なかなか獲得できないというやうなことで、このPRといふか、この宣伝、啓蒙に非常に苦心しておるやうに思はれるのでありますが、こういう大きな法律を出すときに、そのしんとするやうな法律を出せば、これは右へならえで

りませんので、この辺で一つ現実の最小限の要望に沿つたらどうか考へております。従来、ともしますと、農山漁村におきましては、どうも体温器がほしいのだけれども、どこへ行つて買つたらいいのだとか、あるいは苗しろなりその他の温度計もほしいのだけれども、農協でも売つてくれない、それから町の薬屋に行つてもないといったようなことで、かなり不便を感じておるところがあるやうであります。こういうふうな行商という制度は、交通不便な土地で起るのが普通だと思ひますが、必ずしもいい進歩した方法ではないかもしませんけれども、しかし、山間僻地、農山漁村等におきましては、ある程度必要の制度だろうと思ひますので、計量思想普及という大局的な見地から、最小限度の措置としまして、販売員といふことによりまして、そういうふうな部面の要望を解決して参りたい、こういうわけにございまして、

もって、実施されればそうしなければならぬというのだから、これを担当しておるところの通産省で、いずれ予算でもって、そのしんとなるようなことを配布してやるか、それは予算上できないというならば、実施に当たって、通産省は、特に都道府県知事あたりにあてて、強力な通達なり要請なりで、この予算をもう少し見てもらうようにやった方がいいのじゃないか。あなたのお話では、予算にはそう苦勞はない、人員その他の行政の合理化をはかってやればいい、これはそう至難な問題ではないと言われますけれども、実際問題はなかなか大へんではありません。業界その他計量器を業として使う人の方から見ると、それは目盛りや何かを直せばいいのだと言われなければならぬ。利害関係が非常にからんでおる。施行の実務に当たるところの係員といえども、その方では、非常に苦心しておると思われのであります。でありますから、この点に對して、一つ地方庁に對して、本省として強く要請といえども、これを通過するとか何かの意味において、協力してやってほしいという要望であります。これは私の要望であります。が、なお予算の關係でも、これを何とかしんとするところを予算を分けてやるということを、今はできないでしようけれども、そういう点について、あなたはもう熱意を持っておるか。それからまた、これに對してどういふことをやりつつあるのか、今後、これの実施に當ってはどうか、考えを持っておるのか、その点を最後

に伺つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○岩武政府委員 都道府県におきまする計量事務に關する予算の問題でございます。これは御承知の通りであります。計量關係の行政では、一方におきまして、検定とかあるいは登録の手續料収入があるわけでありまして。従来は、そういう手續料は、全部國庫の収入にいたしておりました。國庫から都道府県に對しまして、事務費の一部を補助するという建前で進んで参りました。ところが、必ずしも事務費の補助といふことでは、いろいろな人件費あるいは事務費等がまゝまゝなええせんのと、それから都道府県の実態がいろいろ違つておられますので、四、五年前の地方の財政行政等の整備の際に、手数料収入を地方に委譲いたしました。他方、地方の予算から全額の手務費を見るというふうな建前にいたしたのであります。現在全國で、都道府県あるいは特定都市の収入が約一億あるのであります。支出の方は、人件費を除きまして、大体二億八千万円くらいになっております。地方の財政からかなり援助を願つておるわけでありまして。地方といたしましては、こういう支出の方は、これは國の事務を地方に委譲しておるのだから、本来は義務教育と同じように、それは國庫負担とすべきじゃないかという議論もありまして、われわれの方も、予算要求の当初は、國庫負担の要求をしておりますが、これは一度地方の財政の負担に切りかえましたから、なかなか財政当局のいれるところとなりませんで、毎年要求しながら毎年いれられない、こういう状況になっております。必ずしも

も地方で十分に予算をつけているとも存じませんが、しかし、ある程度蔵入もありますので、理解を持っていただいておるようでございます。今後、われわれも、事あるごとに、都道府県に對しましては、十分な予算をつけるようにというところは、いろいろなチャンスで申し伝えております。

○早稲田委員 特別にお許しをいただきまして、本法案に對するただいまの筈本委員の質問に關連して、二、三点伺つておきたいと思ひます。時間の關係もありまして、私の方の聞きたいと思ふことを、まとめて申し上げます。

第一点は、一般商品と計量器との相違しておる点は、どういふ点か。また一般商品と計量器と、どんな考え方で見ておるか。

それから第二点は、計量器を、登録店以外で販売している店の数を調べたことがあるか。一体、どれくらい無登録で販売している店があるかといふことを、聞きたい。

第三点は、こういう法律を通すならば、いつそのこと、登録制度といふものをなくしたらいいじゃないか。なくする考えがあるかどうか。

第四点は、普及に名をかりて、この法律は、長年のわが國の計量制度といふものを、根柢からくつがえそうとしてゐる。先ほど伺つておりますが、計量器の登録店が少いために、非常に不自由している。特に山間僻地では不自由である、こゝろおつしやいますか、一体、登録店の数はどのくらいあるか、一戸当りの担当戸数が、どれくらいになるかといふことを伺いたい。

それから、本法案を通すことによつて、計量器販売制度を根柢からくつが

えしてしまひ、他日悔を残すことがありはしないか。こういう点について、御所見を伺いたい。

まず以上五点について、お答えをいただきたい。

○岩武政府委員 一般商品と計量器の相違点でございますが、これは申すまでもなく、一般商品におきましては、その構造あるいは精度等につきましては、ある基準に合格したかどうか等について、公けの証印のないものが普通でございます。ただ最近では、場合によりましては、日本のJIS規格に合格したといふような自己証明をするものも、國內ではございます。また輸出商品等におきましては、検査合格といふものもございまして、一般には、そういう制度はございせん。計量器につきましては、計量器の安全確保と俗にいつておられますが、要するに一定の精度、性能を確保いたしますために、検定を行なつて、検定合格品でなければ売れないといふことになっておまして、この点が一番の相違点と思つております。

それから、登録店外の販売業者の数を調べたことがあるかという御質問でございますが、これは調べたことはございせん。これは、性質上、なかなかわかりませんが、ただ、判明いたしました場合には、状況によりましては、刑事事件になつてゐることもございます。御承知のように、現在、新潟縣の農協の計量法違反事件が、第二審まできております。そういうふうな、いわば、あがれば事件になるという形で、わかつておるわけでありまして、けれども、全般的にそういうことを調べたこともございせんので、実ははつきりし

ておりません。私は、あまりないかと思つております。

それから第三点のお尋ねは、今度販売員制度を設けましたことが、今までの計量器の販売登録制度を、根本的にくつがえしはせぬか、むしろ登録をやめたらどうかといふふうな御質問かと思ひます。これは、先ほど申しましたように、何と申しまして、交通不便な地域では、計量器を売つてやるから買ひにこいといつて、町の商店あるいは物品販売所等だけで行なつておるのでは、広い計量器の需要に對しまして、なかなか応じられないようでございます。たとへば、北海道あたりでは、そういうこともあるかと存じております。また、過日参議院の方に、農業會議所の方から、農協系統の登録を免除するようにといふふうな、何か請願でございまして、陳情が何か出ておるようでございますが、われわれの方としてしましては、先ほど申しましたように、農協であろうが、生協でありますし、農協で、やはり財源なり販売の仲立ちを業とします者は、これは全部登録していただくといふふうに考えておるわけでございます。ただ、先ほど申しましたように、広い需要の要望に對するのではなからうかと思つております。そういう意味で、販売員といふことを設けたわけでございます。決して、この販売員制度を設けましたために、販売業者登録制度といふものがなくなる、とは、実は考えておりません。その販売員の行動に對しましては、やはり販売業者が責任を負うわけでありまして、登録販売業者が責任を負うわけでございます。また先ほど申しましたよ

うに、販売業者は、身分証明書を携行させ、氏名等も都道府県に届けさせ、そのことになっておりますので、もし、それに違反行為があれば、これは販売業者自体の登録の問題になるわけであり、従って、登録制度を有名無実にするというふうには、実は考えておられたいと思います。また登録制度をやめたらどうかという御意見も、あるいは出るかと存じますが、これはやはり先ほどの計量器販売の特殊性もございまして、いろいろの違法な行為は、あるいは正確でない計量器は、流通過程でとらええと、生産過程では、検定とか、あるいは免許とか、立ち入り検査とかございませんで、やはり流通過程でつかまえるのが一番早いように思います。どこでどういう計量器を売っておるといことが監督官庁にわかりますことが、これは流通過程で押える要点でございまして、登録制度をなくするといことは、実はわれわれ現在考えていませんでございまして。

それから、登録販売業者の数でございしますが、これはあるいは一般資料としまして、お手元に配ったかとも存じますが、現在五万六千七百五十八の登録販売業者がございまして、その店舗の数は五万七千四百三十八、これは昨年の三月末現在でございまして。このほか、製造業者あるいは修理業者も、販売行為を行なうわけでございしますが、専門に販売を行なっている者の数は、今申し上げた通りでございまして。

○早稲田委員 今のお答えでございまして、一般商品と計量器との相違点は、はつきりしておるにかかわらず、一

般商品と同じように振りをさせるというところは、計量器に対する尊厳性を傷つけることになる。私ども、子供のころから、ものさしにしても、はかりにしても、まずにしましても、これはほかの商品と違うものであるという観念を植えつけられ、またそんな気持ちで取り扱ってきつておる。従って、計量するに当っての間違いが少なかったわけ。ところが、これを一般商品と同じように振りを売らせて歩くといふことになりまして、国民はこれを軽視することになる。勢い、一般商品と違っておる計量器に対する尊厳性というものは、喪失することに相なると思ひます。そういう意味からいっても、この法律は、むしろ改正でなくて改悪であると思ひます。

それから第二点の、計量器を登録店以外で販売しておるものを調べたことではない、そういうものはないだろう。新潟県において二、三という例があつたと、こうおっしゃるが、これは取締りの怠慢はなはだしいと思ひます。今日の法規からいへば、当然取り締まなければならぬにかかわらず、ほとんど取締りをしていない。それは、予算がないといふことが、原因の大きなものであると私は聞いておりますが、取締りをしないで、野放図に今日やつておる。私どもの知る範囲では、例をものさしにとりまして、学校の付近の学用品販売店は、ことごとく無登録で売っております。これなども、ほとんど取締りをしていない証左であります。試みにお調べ願へば、非常な数に上ると思つております。要するに、今度の法律は、そういう取締りをしないで、悪いことをしている人にマッチ

するより法律を作つてやる。いいかえれば、どろほりに、罪にならないようにしてやるという法律であると断ぜざるを得ない。こういう意味からいっても、この法律が信憑性を欠いた考え方から立案されたものとわれわれは考えたい。

それから第三番目に、長年の制度をこわすのじゃない、こうおっしゃいます。登録制度がある限りは、山間僻地でお困りになる面があるならば、登録を許可してやればよい。にもかかわらず、むずかしいことを言つて登録をさせぬようにしておいて、振りを業者を認めるなどは、これは本末を転倒した考え方ではなからうかと思ひます。

さらに、販売店は、今、聞けば五万六千何百戸ある。一戸当りは、これは計算すればおのずからわかるわけですが、米とか麦とか塩とかいう日常必需品の販売店ですら、大体一店当りが三百か四百になつておる。これで申しますと、千戸ぐらいが一店当りになつていようでございまして。普通の必需品じゃない、従つて、これだけあれば大大夫と思ひますが、さらに足りぬといふことであるならば、農業協同組合であるとか、生活協同組合であるとかいうものにどんどん登録させて、登録店として法に従つて売らしてやればよい。それをやらないで、逆に行商にける制度を作つてやるというところは、これは普及にあらずして、法の違反を政府が徳意する結果になると思ひます。御承知のように、いよいよメートル法が実施され、ますます取締りを厳にして、計量器の重要性を認識させなければならぬにかかわらず、長年の美風であるこの制度をこわして、自由販

売を普及させるのだということに名をかりて、めちやめちな混乱状態を招来するよりなことを考えられることは、誤れるもはなはだしいものと私は考へる。こういう意味から申しまして、私は、本法案は、もう一べん出直して再検討すべきである、実態をよくにらみ合せて出直すべきであつて、軽々に通すべきではないと考へるのであります。こういう点についても、いろいろ聞きたいこともありまして、他の質疑の關係もありまして、私はそういう点に特に注意を喚起し、当局の反省を促しまして私の質問を終ります。

○小平委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明三日午前十時十五分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時六分散会

〔参照〕
中小企業信用保険公庫法案（内閣提出第一〇一号）に関する報告書
中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出第一二七号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕